

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成25年7月10日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 47

1 調達内容

- (1)品目分類番号 17
- (2)調達件名及び予定数量 車椅子仕様車輌の交換購入
- (3)調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (4)履行期間 平成25年11月29日
- (5)履行場所 国立療養所沖縄愛楽園車庫
- (6)入札方法 価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
購入物品と国が交換に供する物品との差額金額（自動車リサイクル法に定めるリサイクル料金、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は含めない。）とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
- (7)入札者の義務 この入札に参加を希望する者は、国立療養所沖縄愛楽園が交付する入札説明書に基づいて環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書を作成し、期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該性能等証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された性能等証明書は、国立療養所沖縄愛楽園において入札説明書に定める要求要件に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した性能等証明書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。性能等証明書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

(8)性能等証明書の提出について

期限 平成25年7月26日 14時00時まで

場所 〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園会計課

方法 提案書については、持参又は郵送（提出期限必着）による。ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

2 競争参加に必要な資格

- (1)予算決算及び会計令第70条（以下、「予決令」という。）の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2)予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の製造」又は「物品の販売」の「車輌類」においてA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (4)資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5)その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

3 契約条項等を示す場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 古波藏 博 0980-52-8311 (内線8021)

(2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の場所にて交付する。また、当園ホームページ <http://www.hosp.jp/~airakuen/site/> から、入札に必要な書類をダウンロードによる取得も可能とする。

(3) 入札書の受領期限

電子入札の場合 平成25年7月30日 15時00分

紙入札の場合 平成25年7月30日 15時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成25年7月31日 11時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子入札システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 次の各要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 性能等証明書が、国立療養所沖縄愛楽園による審査の結果、合格していること。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上。

【本件担当、連絡先】

住 所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担 当：事務部会計課補給係長 古波藏 博

電 話：0980-52-8331

FAX：0980-52-8967

e-mail: kaikeikk@airakuen.hosp.go.jp

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教

2 調達内容

- (1) 契約件名及び数量 車椅子仕様車輛の交換購入一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書による
- (3) 履行期間 平成25年11月29日
- (4) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園車庫
- (5) 入札の方法

イ 価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入れである。購入物品と国が交換に供する物品との差額金額（自動車リサイクル法に定めるリサイクル料金、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は含めない。）とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする

□ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

3 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

イ 予算決算及び会計令（以下、予決令という。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

□ 予決令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ⅰ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ⅱ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (ⅲ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ⅳ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 平成25年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の製造」又は「物品の販売」の「車輛類」においてA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。（ただし指名停止期間中にある者は除く。）

4 入札者の義務

この入札に参加を希望する者は、国立療養所沖縄愛楽園が交付する入札説明書に基づいて環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書（別添1）を作成し、期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該

性能等証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された性能等証明書は、国立療養所沖縄愛楽園において入札説明書に定める要求要件に基づき審査するものとし、審査の結果、合格した性能等証明書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。性能等証明書の合否については、開札日の前日までに連絡するものとする。

5 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

イ 入札参加申込書

(1) 確認書（電子入札システムにより入札を行う者）

(0) 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）

平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

(2) 電子入札システムによる証明書等の送信方法

電子入札システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。

（自己解凍方式は不可）

(4) ファイル容量が大きく電子入札システムにより証明書等を送信できない場合送信しようとす
るファイルの容量が電子入札システムの制限を超える（1MBを超えるファイル容量）場合は、
電子入札システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書
（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子入
札システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5の(2)の担当者に手渡すこと。
直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14
年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信
書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による。
提出をすることが出来る。この場合、事前に7の(2)にその旨を連絡すること。

※ 電子入札システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合
は、入札に参加出来ないので注意すること。

6. 資料等の提出期限等

(1) 資料等の提出期限及び提出場所

期限 平成25年7月26日14時00分まで

ただし、持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（最終日は14時00分まで）とする。

場所 7の(2)の場所

(2) 関係資料の提出方法

ア・関係資料等7は、提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成
14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する
特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による。
(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。) 又は電子入札システムにより提出すること。

性能等証明書は、提出場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）する
こと。いずれも電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。入札書、性能等証明書と
ともに郵送する場合は、それらを同包して郵送し、包装の表に「入札書、性能等証明書在中」と
明記すること。

イ・理由の如何によらず、提案書、性能等証明書のいずれかが提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

ウ・入札者は、その提出した入札書及び性能等証明書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先

厚生労働省電子入札システム <http://www.ebid.mhlw.go.jp>

問い合わせ先は、TEL 03-5437-0732(9:00~17:00土日祝祭日を除く。)

e-mail helpdesk@ebid.mhlw.go.jp

(2) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛樂園事務部会計課会計班補給係

電話0980-52-8331 内線8021

(3) 仕様書の内容等に関する照会先

上記(2)と同じ

(4) 入札書の受領期限

イ 電子入札システムの受領期限

平成25年7月30日 15時00分まで

□ 紙入札方式による入札書の受領期限

平成25年7月30日 15時00分まで

(6) 入札書の提出方法

イ 電子入札システムによる場合

(イ) 入札書の様式は、電子入札システムによるものとする。

(ロ) 当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うため確認書を入札参加時に提出すること。

なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状を書面にて提出すること。

当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

(ハ) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書は、電子入札システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

d その他必要な事項を記載するものとする。

□ 紙による入札の場合

(イ) 入札書の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。

d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。ただし、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。

なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに委任状を提出しなければならない。

e その他必要な事項を記載するものとする。

(ロ) 入札書の提出

- a 入札書は、入札書の受領期限までに原則直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送等することができる。
- b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書きするものとする。
また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書きするものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。
- c この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない

(7) 入札の無効

- イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - (1) 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - (3) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (8) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
 - (9) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札
- カ 7の(6)の口の(1)のcの誓約書を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは宣誓書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

□ 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めない。

(8) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めことがある。

(9) 開札の日時及び場所

平成25年7月31日 11時00分
沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園管理棟2階会議室

(10) 開札

- イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- カ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じて競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- 二 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ホ 電子入札システム参加者の障害により電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。

- ・天災
 - ・広域・地域的停電
 - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)
- ヘ 電子入札ヘルプディスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子入札ヘルプディスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、復旧障害の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ト 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- チ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子入札者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。

なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合など、開札日時を別途指定し負担行為担当官から連絡を行う。

8. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
- ア 提出期限 平成25年7月25日15時00分まで
(持参の場合は、12時から13時を除く)
- イ 提出場所 4(1)の場所
- ウ 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、平成25年7月26日15時00分までにFAXにより行う。
(様式は任意とする。)

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- イ 次の各要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ① 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 性能等証明書が、国立療養所沖縄愛楽園による審査の結果、合格していること。
- 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする場合がある。
- ハ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- 二 契約は、見積もった契約希望単価(消費税を含む)による単価契約とする
- (4) 契約書の作成
- イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

- 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ハ 上記□の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- 二 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払条件 仕様書及び契約書による
- (6) 競争参加資格の確認のための書類
 - イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。
 - ハ 一旦受理した書類は、返却しない。
 - 二 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 異議の申立
 - 入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。
- (8) 契約条項
 - (談合等不正行為があった場合の違約金等)
 - 第条乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならぬ。
 - (9) その他については、契約書、仕様書による。

以上。

性能等証明書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

	納入しようとする自動車の性能等	※審査欄
① 車名		
② 型式		
③ 車両重量 (kg)		
④ 乗車定員 (人)		
⑤ 総排気量 (cc)		
⑥ 燃費値 (km/L) (JC08 モードによる値または JC08 モード換算値)		
⑦ 低排出ガス車認定実施要領(平成 12 年運輸省告示第 103 号)」の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75% 低減レベル以上に適合していること。	適・否	

◎総合評価点

$$= 100 + \text{○} \times \frac{\text{提案車の燃費値} (\text{ }) - \text{燃費基準値} (\blacktriangle)}{\text{燃費目標値} (\triangle) - \text{燃費基準値} (\blacktriangle)} = \boxed{\quad}$$

(注) ※欄は記入しないこと

[注釈: 総合評価点について、契約担当者が、対象のクラスにおける加算点の満点値を計算の上、○にあらかじめ入力すること(上限は50点)。また、燃費基準値び燃費目標値についてもあらかじめ入力すること]

自動車の性能に関する審査要領（例）

1・落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2・総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境'性能(燃費値)に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境'性能(燃費値)に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点(100点)を与え、さらに、環境'性能(燃費値)についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点(加算点)を与える。加算点は、○点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの(燃費目標値)と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

提案車の燃費－燃費基準値

$$\text{加算点} = \frac{\text{加算点の満点} \times \frac{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}{\Delta - \Delta}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \frac{\text{提案者の燃費値} - \Delta}{\Delta - \Delta}$$

- ③ ②の「入札価格に対する得点」は入札価格で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

JCO8 モードによる燃費値を使用するものとする。JCO8 モードによる燃費値が公表されていない車種については、10. 15 モードによる燃費値に 0.9 を乗じることで JCO8 モードの燃費値とみなすこととする。

車椅子仕様車両仕様書

I 総則

1. 本仕様書は、国立療養所沖縄愛楽園（以下「甲」という。）において使用する車椅子対応車両に係る平成25年度に購入する車両の基準仕様を示すものである。

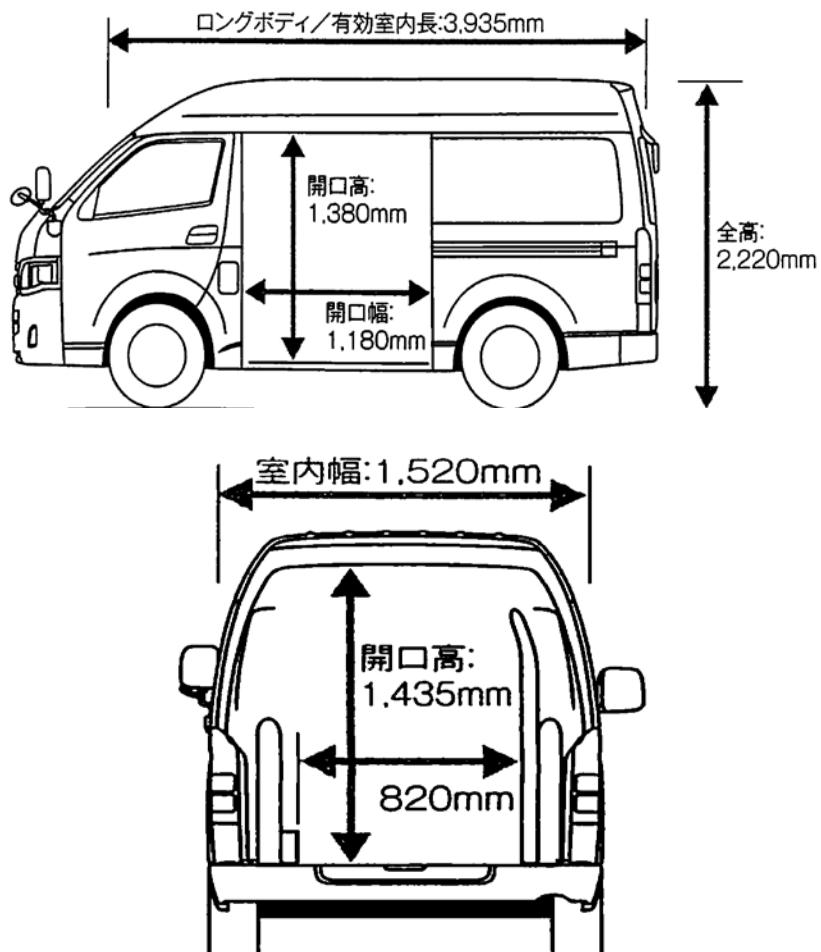
本仕様については、道路運送車両法、保安基準及びその他関係法令に適合させる車両であること。

なお、詳細にわたり明記しない事項があっても、当然必要とする機器、機構及び装備類については、甲の指示の有無にかかわらず全て受注者の責任において完備するものとし、本車両に採用する諸資材は、関係法令に合格したものとする。

II 主要諸元及び装備

1 主要諸元

① 車両寸法 概ね、以下に示すサイズを満たしていること。



② 室内寸法

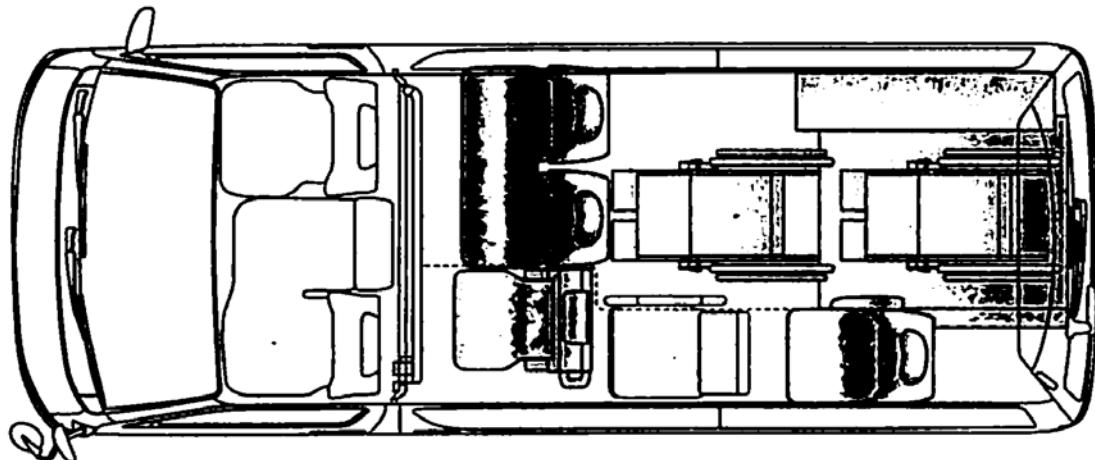
長さ 3,060mm以上 3,250mm未満 幅 1,480mm以上 1,520mm未満
高さ 1,530mm以上 1,535mm未満

③ 座席数

10名(車椅子2名×一般座席8名)

※座席のレイアウトについては、下記のレイアウトを基本とする。

 × 2名 +  × 8名



- ④ 駆動
2WD
- ⑤ エンジン
無鉛ガソリン
- ⑥ 排気量
2,000 c.c.
- ⑦ トランスミッション
4速オートマチック(ECT)
- ⑧ ボディーカラー※1
白
- ⑨ ルーフサイドウインドウ
無

2 主要装備

以下のとおり（ただし、標準装備は除く。メーカーオプションがある場合はメーカーオプションとする。メーカーオプションがない場合はこの限りではない。）

- ① 車いす固定ベルト(電動・特殊車いす固定用/1台分)
- ② 消火器
- ③ アクセルインターロック
- ④ バックブザー
- ⑤ 脱着式フロアマット
- ⑥ 点滴フック固定装置(2個収納)
- ⑦ 酸素ボンベ固定装置
- ⑧ サイドウインドカーテン
- ⑩ SRSエアバッグ+プリテン&フォースリミッタ-機構付シートベルトの助手席側
- ⑪ ラジオレス
- ⑫ サイドバイザー
- ⑬ ナバ-フレーム(前後)

III 交換により引き渡す物品

- 1 車種 身体障害者輸送車(型式 : GE-CQGE24 改) ニッサン
- 2 数量 1台
- 3 走行キロ数 113,300km(平成25年6月末時点)
- 4 取得(登録)年月 平成13年3月
- 5 車検有効期間の満了する日 平成27年4月21日
- 6 ETC車載器はとり外し、甲所有している別の車両に取付けること。なお、取付けにかかる経費についても、入札金額に見込むこと。

IV その他

- 1 交換購入物品に関する部品の供給・アフターサービス等を迅速に行えるサービス拠点が名護市内に所在していること。※2
- 2 交換購入物品及び交換引渡し物品の輸送に関する経費は落札者の負担とする。
- 3 交換購入物品に係る道路運送車両法に基づく登録手続等は落札者の負担により実施するものとする。
- 4 交換引渡し物品の使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づくりサイクル預託金(資金管理料含まず)は、納入告知書により落札者が国庫へ納めるものとする。
- 5 車輌番号は、当園の要望に対応すること。
- 6 納車期限は平成25年11月29日までとするが、可能な限り、早い時期に納車すること、納車の場所は、国立療養所沖縄愛楽園車庫とする。

※1 名入れ「国立療養所沖縄愛楽園」10文字(黒100% 一辺3.5cm(MSP明朝体))」ただし、「は除く。運転席・助手席側に施工

※2 定期点検等(3月・6月・12月・36月)の際には予め、葉書等で案内予告し、代車を配置し対象車輌の引き取り、納車をおこなうこと。

また、定期的に当園を訪問し、納車した車輌についてのアフターフォロー(夜間及び休日も含め、電話連絡による対応が確実にできる体制であり、必要とあれば専門的技術者を派遣させる等のメンテナンス体制を図ること等。)を誠実行うこと。

物品交換契約書（案）

1・交換による取得物品の種別等

別紙のとおり

2・交換による引渡し物品の種別等

別紙のとおり

3・契約金額（交換差金）

金 円

上記物品の交換について、支出負担行為担当官国立療養所沖縄園事務部長 内田 雅教（以下「甲」という。）と〇〇会社 〇〇 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、甲が示した仕様書に基づいた物品を納入し、甲は甲の所有物である物品を乙に引き渡し、上記の交換差金を乙に支払うものである。

（費用の負担）

第3条 乙の納入に要する費用、回送及び引渡しに要する費用、検査及び引渡しのための変質、変形、消耗、穀損等の損失は、すべて乙の負担とする。

（検査）

第4条 乙が納入する物品の引渡しは、甲が合格品と認め検査を終了したときに終るものとする。

2 引渡前に生じた物品の亡失、棄損等はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失に因った場合はこの限りでない。

3 納入物品の検査の結果、合格しないときは乙は直ちに当該物品を引取りその代品を甲の指定した日時までに納入するものとする。

4 前項の代品を納入する場合においては本契約の諸条項を準用する。

（引き渡す物品の瑕疵）

第5条 甲より乙に引渡す物品は、乙が納入する物品の検査終了後評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、乙は直ちにこれを検査のうえ引取るものとする。

2 前項の交換が終了した後において、甲の交換物品に瑕疵を発見しても乙は異議を申し立てないものとする。

（瑕疵による損害賠償）

第6条 乙は納入物品引渡しの日から1年以内に、その物品に隠れた瑕疵のあることが発見されたときは、甲の請求により他の良品と引き換え、若しくは修理をし、又はその瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。

(履行期限及び場所)

第7条 この契約の履行期限及び場所は次のとおりとする。

履行期限 平成25年11月29日

履行場所 国立療養所沖縄愛樂園車庫

(契約保証金)

第8条 この契約の保証金は、免除する。

(検査)

第9条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提示してその旨を甲に届け出るものとし、甲は、遅滞なく検査を行うものとする。

2 前項の検査には、乙も立ち会わなければならない。ただし、乙が立ち会わないときは甲は単独に検査を執行しその結果を乙に通告するものとする。

3 前項ただし書きの場合において、甲が通知したにもかかわらず立ち会わないときは、甲の検査の結果に対し乙は不服を述べることができない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、前条の業務の検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を作成し、毎月の対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第11条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第9条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第20条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第14条 乙が第25条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第15条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(費用負担)

第16条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、

乙の負担とする。

(再委託)

第17条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第19条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の無償延期)

第20条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第23条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、甲乙間で協議のうえ、本契約を解除できるものとする。

- (1) 乙又はその代理人が本契約条項に違反したとき
 - (2) 甲が、解約を申し出、乙がこれを承認したとき
 - (3) 乙が、解約を申し出、甲がこれを承認したとき
 - (4) 天災その他やむを得ない事由により本契約を履行することが出来なくなったとき
- 2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第25条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第26条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の10

0分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第28条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの

催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確認しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確認しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第30条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第31条 甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争等の解決方法)

第33条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑惑が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教

乙
○○会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○

別紙

1. 交換による取得物品の種別等(甲が乙より取得する物品)

科目	用途	年式	車輛名	メーカー・規格	数量	金額	納品場所	備考
入所者 療養諸 費	身体障 害者車 輛	平成25 年式	車椅子仕様 車輛		1台		国立療養所沖縄 愛楽園車庫	
小計						0円		
消費税及び地方消費・税						0円		
合計						0円		

2. 交換による取得自動車の種別等(甲が乙に引き渡す物品)

科目	用途	年式	車輛名	メーカー・規格	数量	金額	引渡場所	備考
入所者 療養諸 費	身体障 害者車 輛	平成13 年式	車椅子仕様 車輛	ニッサン GE-CQGE24改	1台		国立療養所沖縄 愛楽園車庫	
小計						金0円		
消費税及び地方消費・税						0円		
合計						0円		

(別紙1) の記入例(代表者自ら参加する場合。)

入札書(第回目)

1. 品名 車椅子仕様車

2. 数量 1台

3. 金額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売扱物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入れいたします。

平成 年月日

(住所)

(氏名)○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書(第 回目)

1. 品 名 車椅子仕様車

2. 数 量 1 台

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙2) の記入例(支店長が参加する場合。)

入札書(第 回目)

1. 品 名 車椅子仕様車

2. 数 量 1 台

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売扱物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入れいたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 ※ 押印はいらない

代理人

〇〇〇〇株式会社△△△支店

支店長 〇〇〇〇

印

支店長の印
を押印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書(第 回目)

1. 品 名 車椅子仕様車

2. 数 量 1 台

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙3) の記入例 (本社の社員が代表者に代わって参加する場合。)

入札書(第回目)

1. 品名 車椅子仕様車

2. 数量 1台

3. 金額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売扱物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入れいたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 ※ 押印はいらない

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

印

入れに参加
する者の印
を押印

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第回目)

1. 品名 車椅子仕様車

2. 数量 1台

3. 金額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入れいたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙4) の記入例 (支店の社員が代表者及び支店長に代わって参加する場合。)

入札書(第 回目)

1. 品 名 車椅子仕様車

2. 数 量 1 台

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売扱物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

○○○○株式会社△△△支店
支店長 ○○○○ ※ 押印はいらない

復代理人

支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

印
入札に参加する者の印を押印

※ 委任状は、別紙6及び7の様式を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

1. 品 名 車椅子仕様車

2. 数 量 1 台

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入れいたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙5) の記入例

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

委任者（競争参加者）

本店社長の
印

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付隨する一切のこと

委任期間は通常
は年間（年度）
委任である。
(入札期間だけ
の場合もあり得
る。)

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、様式2を提出する。

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付隨する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

委任者(競争参加者)

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○

社長の印鑑
を押印する。
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者(代理人)

住所 □ □ □ □

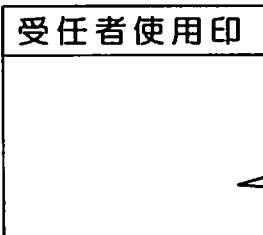
氏名 ○○○○株式会社

△ △ △

入札に参加する人の名前

委任事項 「車椅子仕様車」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日



入札に参加する人の印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「車椅子仕様車」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7) の記入例

委 任 状

復代理人（入札
に参加する人）

「車椅子仕様車」

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇（争参加者）の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「車椅子仕様車」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

復代理人の印
(入札に参加
する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △ 印

復代理人が
所属する支
店長の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委 任 状

私は、(競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「車椅子仕様車」
の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「車椅子仕様車」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

(別 紙 8)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛樂園事務部長 内田 雅教 殿

住 所
商 号
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札件名

車椅子仕様車の入札

2 電子入札システムでの参加ができない理由

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 傀計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。